

特定母樹生産施設整備支援事業費補助金交付要綱

制定 令和4年6月3日付第202200058827号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、特定母樹生産施設整備支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、特定母樹の苗木を安定的に供給するための育苗システムの構築を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産部長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	特定母樹生産施設整備支援事業
2 事業実施主体	鳥取県山林樹苗協同組合
3 補助対象経費	機械器具費、建物建設費、構築物設置費等
4 補助率	1 / 2
5 重要な変更	補助金額の増

様式第1号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度特定母樹生産施設整備支援事業計画（報告）書

1 事業の実施方針（実施結果）

2 事業終了予定年月日

（元号） 年 月 日

3 事業計画（実績）

実施場所	施設・機械器具等の名称	仕様・規格	事業量	単位	事業費（円）	備考
合計						

（注1）実施場所には、施設・機械器具等を整備する苗畑の所在地を大字まで記載すること。

（注2）事業費の積算根拠となる資料を添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度特定母樹生産施設整備支援事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額（決算額）	備考
補助金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出

（単位：円）

区分	予算額（決算額）	備考
合計		

3 他の補助金の活用

次のいずれかに○をすること。（有 ・ 無 ）

※「有」の場合は補助金名等を以下に記載すること。

・補助金名

（ ）

・補助金を所管する部署名・団体名

（ ）

・当該補助金に関する問合せ先

（ ）

番
（元号） 年 月 日

様

（職 氏 名）

（元号）年度特定母樹生産施設整備支援事業費補助金交付決定通知書

（元号）年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった特定母樹生産施設整備支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、特定母樹生産施設整備支援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、特定母樹生産施設整備支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月3日付第202200058827号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれかの低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

- 6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。
- (1) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。
 - (2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (3) 本事業により取得し又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具）について、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
 - (4) 本事業により取得し又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。